

## 一般財団法人関西電気保安協会 次世代育成支援行動計画

従業員が、仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定します。

### 1. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日までの 10 年間

### 2. 内容

#### ・目標 1

父母ともに育児休業を取得するよう、育児休業制度の取得を促進する。

#### <対策>

育児休業制度について周知する。

#### ・目標 2

小学校 4 年生の始期に達するまでの子を持つ従業員を対象とする短時間勤務制度の取得を促進する。

#### <対策>

子が小学校 4 年生の始期に達するまでの短時間勤務制度について周知する。

#### ・目標 3

小学校就業前の子どもの育児のための休暇取得を促進する。

#### <対策>

育児休暇制度（積立休暇・その他休暇）について周知する。

#### ・目標 4

子育て支援制度について周知する。

#### <対策>

電子掲示板に掲載し、周知する。

産前産後休業、育児休業、育児休暇、育児休業給付、出産手当・出産一時金や社会保険料免除制度等の制度について

#### ・目標 5

年次有給休暇の取得を促すため、定期的に取得状況を作成し、意識啓発を図る。

#### <対策>

半年ごとに有給取得状況を作成し、取得が進んでいない者に対しては、各所属長より意識啓発を図る。

# 子育て支援制度 1/2

2024年4月現在

項目	内容
産前産後の就業制限	産前6週間（多胎妊娠は14週間）は、就業させません。 産後8週間は、就業させません。ただし、産後6週間を経過した場合において、医師が支障ないと認めた業務に就かせることは差支えありません。
育児休業	【育児休業】 子が満3歳に達する日の年度末まで取得できます。 【出生時育児休業（産後パパ育休）】 出生日から8週間以内に4週間で分割取得できます。
育児のための勤務時間の短縮等	【育児のための短時間勤務、時差勤務】 小学校4年生の始期に達するまでの子を養育する者は、「短時間勤務」または「始業・終業時刻の繰上げまたは繰下げ」のうち一を適用できます。 【所定外労働の免除】 3歳に満たない子を養育する者が申し出た場合は、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させません。 【時間外労働の制限】 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者は、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、「1月について24時間、1年について150時間」を超える時間外労働の制限を請求することができます。 【深夜業の制限】 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者は、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、深夜業の制限を請求することができます。ただし、深夜においてその子を常態として保育できる16歳以上の同居の家族がいる場合を除きます。
育児に関する休暇	【看護休暇】 養育する子（小学校に就学するまで）を看護するときに、負傷、疾病にかかった子の世話、疾病の予防を図るための世話をを行うための休暇を5日まで取得できます。 【育児休暇】 養育する子（小学校に就学するまで）を育児するときに、新型インフルエンザ等で保育園・幼稚園が休園になった場合など、必要な育児を行うための休暇を5日まで取得できます。 【積立休暇】 年次有給休暇の積み立て分を上記の子の看護、育児の場合に取得できます。

# 子育て支援制度 2/2

2024年4月現在

項目	内容
不利益取扱の 禁止	育児休業の申出をしたことや取得したことを理由に、不利益な取扱いをすることはありません。
育児休業給付	育児休業期間中、休業開始時賃金日額の67%（181日以降は50%）相当額を支給します。
出産手当金、 出産一時金 (関電健保)	【出産手当金】 出産の日以前42日より出産の日後56日まで休務し給与がない場合、標準報酬日額の3分の2が支給されます。 【出産一時金】 被保険者の出産：出産育児一時金 50万円支給されます。 被扶養者である家族の出産：家族出産育児一時金50万円 支給されます。
産前産後、育児休業中の 社会保険料免除制度 (年金機構、関電健保)	産前産後および育児休業期間中（出生時育児休業（産後パパ育児）期間を含む）の厚生年金、健康保険の保険料は、負担軽減をはかるため、事業主の申し出により免除されます。
育児休業取得 状況の公表	ホームページに男性労働者の育児休業の取得率を公表しています。